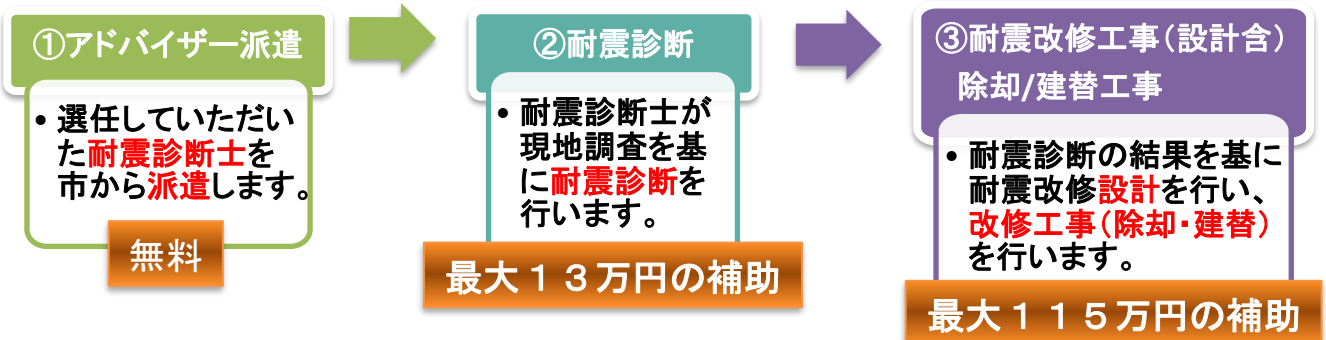


■ 都城市木造住宅耐震診断・耐震改修・住替え等事業補助制度について

都城市では、地震に強いまちづくりを推進するため、阪神・淡路大震災でも倒壊、半壊の被害が多く報告されている昭和56年5月以前に建てられた木造住宅を対象として、国や県と連携し、住宅の耐震化に対する補助制度を実施しています。

○耐震化の流れ



○対象者

以下のすべてに該当する方

1. 対象の住宅の所有者
2. 暴力団関係者でない方
3. 市税の滞納のない方

○対象となる住宅

以下のすべてに該当する市内の木造住宅

1. 昭和56年5月31日以前に建築した木造住宅であるもの
2. 階数が2階以下
3. 耐震改修工事については、現に居住しているもの
又は事業完了後1年以内に居住することが確実なもの
4. 除却工事、建替工事については、現に居住しているもの

○補助内容

事業種別		内容・補助額等
①	アドバイザー派遣	【内容】耐震診断の概要説明、申請手続きの説明 etc 【費用】自己負担なし
	ローコスト工法 アドバイザー派遣	【内容】安価な耐震改修工法の比較検討 etc 【費用】自己負担なし
②	耐震診断	【内容】現況の耐震診断 etc 【補助額】診断費用から6千円を除いた額（最大13万円） ※別途、宮崎県建築住宅センターの助成あり（6千円）
③	耐震改修工事 (設計含)	【内容】耐震改修設計、耐震改修工事 【補助額】耐震改修工事費用の80%（最大115万円） 利子補給制度を利用する場合は40%（最大57万5千円）
	段階的耐震改修工事 (設計含)	【内容】2段階の耐震改修設計、耐震改修工事 etc 【補助額】1段階：耐震改修工事費用の80%（最大69万円） 2段階：耐震改修工事費用の80%（最大46万円）
	除却工事	【内容】除却工事 【補助額】除却工事費用の23%（最大34万5千円）
	建替工事	【内容】建替工事 【補助額】建替工事費用の23%（最大38万円）

○補助申請の流れ

県のホームページや市の窓口で公開している**耐震診断士**リストから診断士を選んでいただき、診断士へご相談・依頼してください。

※耐震診断士とは

宮崎県木造住宅耐震診断士(耐震診断士)は、木造住宅の耐震診断についての宮崎県の講習会を受講し、県に登録された建築士です。補助金をご利用いただく場合は、この登録された耐震診断士による耐震診断、耐震補強設計及び工事監理が必要です。

○申請における注意事項

1. 診断・改修費用は、一律に定められていません。予め業者に確認してください。
2. 補助対象金額は消費税抜きの金額です。消費税分は自己負担となります。
3. 診断士や工事業者との契約は、補助金交付決定通知日以降に行ってください。

○概算払い制度

概算払い制度とは、事業完了後に概算払い請求を行うことで、申請者が事業者へお支払いをする前に、市から補助金をお受け取りいただくことができる制度です。申請者はお支払い代金と補助金の差額分のみご用意いただければよく、費用負担を軽くすることができます。

【リ・バース60】耐震改修利子補給制度が利用可能に！

【リ・バース60】耐震改修利子補給制度は、高齢者世帯の住宅の耐震化を促進するため、都城市の耐震改修補助金を受ける方が、リ・バース60を利用して耐震改修工事の融資を金融機関から受ける場合に、住宅金融支援機構が金融機関に利子補給を行うことにより、利用者が無利子または低利子でリ・バース60を利用することが可能となる制度です。

ー 【リ・バース60】に関するお問い合わせ先 ー

住宅金融支援機構 カスタマーセンター

0120-9572-60 (通話無料)

営業時間9:00～17:00(土日、祝日、年末年始は休業)

【リ・バース60】



○お問い合わせ・お申込み先

都城市役所 建築対策課 建築指導担当 【3階】

〒885-8555 都城市姫城町6街区21号

電話:0986-23-2585